

宗教法人法の構造とその問題点

櫻井 園 郎

1. 問題の所在

オウム真理教事件とそれに起因する宗教法人法改正論議の中で日本の宗教界は改めて「宗教法人である」ことを問う必然に迫られることになった。しかし、それでもその関心は専ら免税および行政庁からの性善説的放任等といった「既得権」の存否に存するよう見え、真の意味で宗教の本質や宗教法人の特質に迫るものとは思われない^①。従来、宗教法人法（昭和26年法律第126号）は「宗教法」という枠組みの中で信教の自由と国家の介入の拮抗の場として論じられてきた感がある^②。なるほど、同法は信教の自由に対して特別の配慮をする（第1条第2項、第83条、第84条、第85条等）一方で、行政庁による監督規定を置いている。また、今次の宗教法人法の改正（平成7年法律第134号）においては違法宗教法人や違法事業に関する報告・質問規定が新設され、財産管理の充実とその監督に重点が置かれることになった結果、行政庁による監督が強化されたとも言える。しかし、法律上特権を享受しながら行政庁の監督に一切服さないということはあるにないことで、信教の自由は公共の福祉との均衡の上に存立するものであるとの基本理念に立ち返る必要がある（憲法第12条）。また、宗教活動は宗教法人に限らないという点を踏まえれば、法人化すること自体についても再検討の必要がある。信教の自由ゆえに宗教法人には超越権が認められるとするなら、学問の自由ゆえに学校法人に、出版の自由ゆえに出版社（株式会社）に超越権を認めなければならなくなるであろう。思想の自由を守り、行政庁の介入を嫌う余り、政党（政治団体）が法人化を長らく回避してきた歴史に学ぶ必要がありはしまいか（平成6年法律第106号・政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律により法人格を付与されることになった。）。財産管理関係の整備充実は財産管理をその目的とする宗教法人の性質からすれば当然のことと言えるが、実はこの点にこそ宗教界の

反対のホンネが存するのではあるまいか⁶³。信教の自由とはいったい何であり、宗教法人とはいったい何であろうか。宗教法人そのものに対する再検討が不可欠のように思われる。

宗教法人の理念と宗教法人の運営の実態との乖離も大きな問題である。宗教法人の大部分を占める伝統的な神社・寺院の大部分は宗教法人法成立の結果、法人格を付与されることとはなったものの、「宗教法人である」ことに対して無自覚的であり、宗教法人格を有するキリスト教会にあっても同様である⁶⁴。逆に、「宗教法人である」ことを強く意識しているのは、新宗教の宗教団体や伝統的な宗教の系統の中では比較的新興の宗教団体である。これらは当初から宗教法人を目的として設立され、宗教法人として運営されているので、その内実は別として、その形式においては宗教法人法に準拠、適合しており、その限りにおいて大きな問題が生じることはない。それに対して、「宗教法人である」ことに無自覚的な宗教団体の場合、当該団体の宗教上の教理、憲法、慣習等と宗教法人法との摺り合わせが不十分な嫌いがあり、「宗教法人である」意識および意義認識が曖昧で、その理念と実務に存する不明朗さを払拭できない状態にある。大多数の宗教法人が宗教法人法所定の手続きを適切に履践しているとは思われないが⁶⁵、その反面、宗教法人法所定の手続きの履践を優先する余り、歴史的な宗団政治形態を無視し、宗団憲法を宗教法人法の下位に位置づけ、その結果、教義や宗法等と対立するといった状況も生まれている。しかも、後者の場合に「宗教法人法の要求」と主張されている事項の大半は「法律の要求」ではなく、当該宗教法人が独自に制定した「任意の規則」であるという事実も看過できない。つまり、ここには法律の要求と自ら任意に定めた規則との混同が存するわけで、宗教法人法論議の根の浅さも知れようというものである⁶⁶。そもそも「宗教法人とは何か」が十分に論議され、理解されていないことに起因するものであると言えよう。

もっとも、前記の通り、従来、宗教法人法が宗教法という枠組みの中で、主として、信教の自由という視点で研究されてきたという経緯から、宗教法人法の性質や宗教法人の構造についてはなお十分に解明されているとは言い難い。また、宗教法人法制自体にも不明瞭な点が多々あり、その規定の相互間に齟齬や曖昧さが存していることも否めない。しかし、それは何も宗教法人法独自の問題ではなく、すべての法制について多かれ少なかれ言えることであり、法律

の欠缺や齟齬を補う解釈の積み重ねを続ける法律解釈学の必要とされる所以である。

本稿では、以上のような問題意識に基づき、私法解釈学の視座から、(1)宗教法人法の位置、(2)宗教法人の本質、(3)宗教法人の管理という3点について考察し、宗教法人法の基本構造を明瞭にしたい。

2. 宗教法人法の位置

宗教法人法は、その第1条第1項において、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」旨を規定し、同法の目的が「宗教団体に法律上の能力を与えること」にあることを宣明している⁷⁾。つまり、同法は、宗教団体を対象とするものではあるけれども、宗教や宗教団体を規制の対象とする行政法ではなく、専ら宗教団体の私法的側面に焦点を定めた私法的性格を有するものであることを宣明しているのである。同法が宗教団体にかかる民法第1篇第2章(法人)の特別法(特別私法)であることは明瞭である。しかしながら、宗教団体の多くは同法を私法としては認識しておらず、むしろ、宗教活動を統制する法律ないし宗教活動または宗教団体に一定の特権を付与する法律であるかの如くに解しているように思われる⁸⁾。宗教法人ないし宗教法人法をめぐる問題の多くはここに原因があるように思われる。

もっとも、宗教法人法の中に行政法的規定が併存することは否めない。それは、民法の法人規定や商法第2編(会社)にあっても例外ではなく、他の特別法人諸法においても同様である。とはいえ、当該行政法的規定は独立して効力を発揮するのではなく、必然的に法の目的による拘束を受け、法の目的の枠内で解釈されなければならない。つまり、当該規定が法の目的を外れて行政的統制手段として使用されることは許されないわけであるから、同法の性質を特別私法と明瞭に捉えることには大きな意義がある。それは危惧されている宗教団体への行政の介入に対する有効な歯止めともなろう。そのような観点から、宗教法人法の解釈に当たっては、私法的規定、行政法的規定を問わず、既に築き上げられた民法の法人法理論体系、商法の会社法理論体系等を反映し、同法を既存の私法体系の中に明瞭に位置づける必要がある。また、宗教法人法に關す

る私法的研究が大幅に遅れている点を顧みれば、宗教法人法には宗教法人特有の規定が存することを否むものではないが、宗教や宗教法人の特殊性を根拠に独特の解釈をするのではなく、できる限り、既存の私法体系全体の中に適合する解釈を施す努力を重ねていくべきある⁹⁹。

他の宗教団体と同様、キリスト教会の大部分も宗教法人化の目的や意味を正しく捉えているとは限らない。1941年12月8日の大戦突入を前にした6月24日、全プロテスタント教会を統合して創立された「日本基督教団」への合同は「任意」によるものであるとされているが、その意思を動かしたのは国家の公認（法人格の付与）と免税等の特権という2点にあったことが指摘されている¹⁰⁰。第一の点は、日本の教会ないし教会の構成員である日本人が如何に国家志向であったかということ物語るものであるが、今日なお、その傾向が皆無とは言えない。新聞、雑誌、週報、看板等における教会の広告に目を止めてみると、「宗教法人」を教会名に冠記しているものや「何々県知事公認」等の表記を伴うものが多く見受けられる。その理由として、「未信者にヘンな宗教や危険な団体ではなく、国家の公認したマトモな宗教団体であることを印象づけ、伝道を容易にする方策の一つである」等との弁明を耳にするが、その言辞自体が国家志向を表明するものである。この種の言明に何ら根拠がないことは、宗教法人法の目的から自明のことであるが、オウム真理教を始め、社会的に問題となった宗教団体が宗教法人であることを想起すればより明確である¹⁰¹。一方で、「信教の自由」を主張し、宗教法人の国家からの分離を要求しつつ、他方で、国家の公認を志望しているのが全体としてみた場合の教会の実態ではあるまいか。もう一点は免税特権の取得であったが、これも今日に妥当する。実際、宗教法人化する目的を免税特権を取得するための手続きと解している教会が大部分を占めているのではなかろうか¹⁰²。

宗教団体が宗教法人格を取得する意義は同団体が法律行為を為すに必要な権利能力を備えることにあり、それは同団体が外部の自然人および法人との私法上の法律関係においてのみ意味のあることである。それ以外の、例えば、国家の規制を受けるという公法関係や宗教団体内部での人と人との間の私法関係、同団体の内外における宗教的関係には何ら影響を及ぼすものではない。宗教団体の私法関係とは、帰するところ、同団体と他の自然人および法人との間の財産法関係に他ならず、より具体的には、債権法関係、物権法関係および不法行

為法關係に尽きる。固より、不法行為を人格取得の目的としたり、所有権の占有による時効取得等を目的としたりすることは考えられないので除外し、また、債権債務關係および物權關係が契約以外のものから生じる可能性は存するものの、それは人格取得の目的から外れるので除外すれば、人格取得の目的は契約を法律上有効に為す能力を得ることにあると言えよう。つまり、契約締結能力の取得である。宗教法人法の目的が宗教団体に契約締結能力を備えさせることにあるとした場合、果たして、宗教団体に法人格の取得が必要な契約締結の機会が現実にどれほど存するのかが疑問となる。恐らく昔から「そこに存する」神社・寺院にあっては新規の土地取得の必要も建物新築の必要も特に存しないので、考えられるのは、建物の老朽化に伴う大改築のために銀行ローンを組み、建築会社と契約する場合くらいではなかろうか⁽⁴³⁾。大多数のキリスト教会においては教会堂の取得を前提とした銀行ローンと売買ないし建築請負契約の締結が主なものとなろう。つまり、宗教法人法に所謂境内地および境内建物の取得および改築等の場合に真価を發揮する訳であり、それは宗教法人法の目的に叶ったことである。このように理解することによって、宗教法人法を、宗教団体にその施設の取得・維持に必要な契約締結能力を備えさせることを目的とする特別私法と明確に位置づけることができる⁽⁴⁴⁾。

3. 宗教法人の本質

(1) 宗教団体

社団法人や株式会社等の場合と異なり、宗教法人の場合には、「ゼロからの設立」という形で宗教法人が成立するのではない。「宗教団体に法律上の能力を与える」(第1条第1項)、「宗教団体は、この法律により、宗教法人となることができる」(第4条第1項)、「この法律において『宗教法人』とは、この法律により法人となった宗教団体をいう」(第4条第2項)と規定されているように、「宗教法人」は「宗教団体」の存在を前提としている。

宗教法人になることのできる宗教団体については、「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」または「(前記の)団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体」であって、「宗教の教義を広め、儀式行事を行ない、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」もの(第2条)と規定されている。宗教法人法の目的

は、先述の通り、主として宗教施設の取得および維持に必要な契約能力の付与にあるので、「礼拝の施設を備える」との条件を付したものと解される。他面、宗教団体を他から区別するメルクマールとして「礼拝の施設」を付したのではないかとも窺える。なるほど、伝統的な宗教においては、礼拝の施設を備えないものはほとんど宗教の実体としては認知されてこなかったに相違ない。日本の歴史の中では、神社、寺院、教会、新興の諸宗教、どれを取っても例外がないように見える。その限りにおいては、宗教団体でないものが宗教団体を名乗り、主として免税特権を不法・不当に享受する目的で宗教法人格を取得することを防止するのに貢献していると言えよう。反面、その解釈、運用次第では正統的な宗教団体を排除することにもなりかねない。プロテスタント・キリスト教においては、偏在者なる見えざる神こそが礼拝の対象であるので、特別の礼拝の施設は必然的ではない。現実には、一般の民家で定期的に礼拝を行っているキリスト教会が数多く存在する事実を注意を促したい。実際、新築した教会堂が特別な「礼拝の施設」的特徴を備えるものでなかったために、宗教法人規則認証申請に当たって、「宗教団体」性に疑義が持たれた事案が存在する。宗教法人法は「礼拝の施設」を宗教団体の要件とするので、礼拝の施設を有しない団体は勿論、有していた礼拝の施設を失って補充しない団体も「宗教団体」とは認められないことになる⁽¹⁵⁾。

宗教法人法はまた、「宗教」を定義することなく、「宗教団体」概念を導き出している。つまり、神社、寺院、教会等伝統的宗教団体を例示することによって宗教団体を定義し、宗教の定義を伝統的・歴史的・社会的解釈に委ねている。従って、伝統的な形態を履踐する限り全く問題とはならないが、新しい形態で「宗教行為」が行なわれるとなると、伝統的観点から「非宗教」性が問題となり、最終的には排斥されるに至ることが予想される。しかも、その際には、排斥の根拠は極めて曖昧なものとならざるを得ない。例えば、オウム真理教事件に際して、化学工場様のものを建設し、銃器を備え、軍事訓練を行なうといった行為⁽¹⁶⁾は「宗教」的ではないとの評価が一般化した。その評価のプロセスと根拠は不明である。「宗教」如何は裁判所に委ねられた「法律上の争訟を裁判する」という権限外に置かれているからである（裁判所法第3条第1項）。この理は「礼拝の施設」にも及ぼう。宗教法人法は礼拝の施設の保有を宗教団体認定の決め手としている訳であるが、終局においては、神社、寺院等伝統的宗教

団体を認定の基準としているに過ぎない。

つまり、宗教法人法における宗教団体とは、伝統的・歴史的・社会的に「宗教」的と認知され、伝統的・歴史的・社会的に「礼拝の施設」と認定された財産を保有するものということになるが、端的に「神社、寺院等」と言っても大差ない。この点は、宗教法人法を宗教法と捉えたと問題となるが、宗教法人法が特別私法であると把握するならば特に困難はない。結局のところ、現存の宗教法人の大部分を占める神社、寺院等伝統的な宗教団体に法人格を付与するというのが本来予期した法の趣旨であるとの結論に至るだけのことであるからである。実際、宗教法人全体の約44%が神社、約41%が寺院であり、合わせて85%強が神社と寺院で占められている。因みに、教会は13~14%、その他のものが1%未満である。伝統的宗教を神仏基三教と捉え、伝統的宗教団体を神社、寺院および教会とするとそれだけで99%以上を占めており、前記推測と一致する。

宗教法人法上、宗教団体には伝統的な意味で宗教行為を行なうという宗教性と、礼拝の施設を保有するという財産性という二重構造が要件とされている。それは、宗教法人法が財産管理という私法目的を有して制定されたという理由に基づいており、宗教性と切り離れた形で、財産性の側面のみ法に網を被せようとしたからに相違ない。

(2) 宗教団体と宗教法人

宗教法人法上、「宗教団体」と「宗教法人」との関係については明文の規定がないので解釈に依存せざるを得ない。解釈上、二つの可能性がある⁽¹⁷⁾。一つは、宗教団体が法人格を取得したのが宗教法人であるから、宗教法人とは法人格を有する宗教団体であると解するもので、最も単純であり、最も分かりやすい。「宗教団体は、この法律により、法人となることができる」(第4条第1項)、『宗教法人』とは、この法律により法人となった宗教団体をいう」(第4条第2項)との規定がその根拠となる。公益法人の設立に関して、民法は「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」(第34条)と規定し、既存の非法人の社団または財団が社団法人または財団法人になる旨定めているものと解せなくもない。しかし、現実には、自然人が発起人となって

新規に法人設立の手続きをするのが通例となっており、既存団体の存在を前提としては進められていない。より明瞭な規定は労働組合法に存する。同法は「この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって法人となる」（第11条第1項）とし、既存の非法人の労働組合が一つそのまま法人たる労働組合になる旨を規定している。また、法人間の事例では会社の組織変更があり、例えば、合名会社が組織変更によって合資会社となった場合（商法第113条第1項）、合資会社は合名会社を改組してできたもので、合名会社は合資会社に変化し、合資会社と合名会社が併存することはないのは当然である。しかし、自然人商人がその営業を会社化したとしても、自然人は会社と共に存し、自然人と会社との間には営業譲渡その他の契約関係があるのみで、自然人と会社との間には何ら連続性が存しない。人格のない社団として行なってきた営業を会社化したとしても同様である。

もう一つの解釈の可能性は、宗教団体と宗教法人とは別の存在であると解し、宗教団体と宗教法人が併存すると理解するものである。前述のように、宗教法人法は「宗教団体が法人となる」と規定する反面、「宗教団体に法律上の能力を与える」と規定し、労働組合法とは微妙な違いを見せている。手続き的にも、「宗教法人を設立しようとする者は（後略）」（第12条第1項、第3項）、「認証を受けようとする者は（後略）」（第13条）と規定して、「宗教団体が法人になる」のではなく、「自然人が宗教法人を設立する」旨を定めているようにも見える。また、「宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立登記をすることに因って成立する」（第15条）と規定し、「登記によって法人となる」と規定する労働組合法とは異なり、「会社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス」（第57条）と規定する商法との類似性を見せてもいる。このような宗教法人法の中にある規定上の不一致ないし不明確さは単なる法案作成上の過誤というに止まらず、立法者が宗教団体の活動（宗教活動）と宗教法人の事務（財産管理）との区別を意識し、苦悩した結果生じたものと解することもできる。仮に、宗教団体が宗教法人になるとすると宗教団体の活動はすべて宗教法人に移行し、宗教法人が宗教活動を行うことになり、「宗教」に法の網が被ってしまう結果になるからである⁽¹⁸⁾。

第二の解釈の変形または第一の解釈との折衷として、宗教法人は宗教団体が

法人化したものであると解しつつも、宗教法人という一つのものの中に「法人としての性質」と「宗教または宗教団体としての性質」とを併有するとし、前者のみに宗教法人法は関与すると説くものもある⁽¹⁹⁾。しかし、法人として一つと説きながら、「法人としての性質」と「宗教団体としての性質」と説くのは論理矛盾である。なぜなら、すべてが「法人として」存し、「宗教団体として」は存しないはずであるからである。結局、この説も宗教法人と宗教団体の併存を認める見解の一つであり、宗教団体の一部が宗教法人となったと解するものと余り隔たりはない⁽²⁰⁾。

こう解すると、宗教法人は宗教団体の財産的側面（それは宗教団体の活動のほんの一部にしか過ぎないはずである。）を法人化したものであって、宗教団体とは同一ではなく、宗教団体は宗教法人を遥かに凌ぐ大きな活動（宗教活動）を保持し続けることになる。今、宗教法人を C、宗教団体を G、宗教団体の宗教活動を R、宗教団体の財産的側面を F とすれば、 $G=R+F$ であるから、 $C \neq G$ となり、 $C=F$ に過ぎない。また、 $R>F$ であるから、 $C<G$ であり、 $C<G$ でもある。つまり、 $G=R+C$ ということになる。従来、宗教団体が宗教法人化するという表現から、宗教法人が宗教団体の上位概念と考えられてきた傾向があるが、宗教団体こそ上位概念であって、その財産的側面という一部のみを法人化すると解するのが宗教法人法の解釈として最も妥当であろう。すなわち、宗教団体は宗教性と財産性の二重の構造を有し、後者を法人化することによって、宗教団体と宗教法人という別の二段構造が発生する結果、この構造枠を無視しては同法を正当に解釈することができないと考えるものである⁽²¹⁾。

アメリカにおいては一般に、個々の教会（local church）には宣教、礼拝等本来的教会活動の部分（これを「霊的教会」と呼ぶことにする。）と財産管理の部分である会堂組合（church society）とがあると認識されてきた。そして、霊的教会は法的規制の枠外にあるが、会堂組合は法的規制の枠内にあると理解されているので、法人化する場合には会堂組合が法人に移行するものと解されている⁽²²⁾。つまり、教会に関するものといえども会堂組合は世俗的行為であるとみなして法を適用し、他方、霊的教会に対しては「法は教会に入らず」を実現している訳である。従って、アメリカの宗教法人の業務は極めて明確であって、財産の取得・処分・管理にある。しかし、この点は先に検討したように、我が国宗教法人法も同旨のはずである。本稿では、先に我が国宗教法人法にお

ける宗教団体と宗教法人の関係を二段構造に解したが、これはちょうどアメリカの教会と宗教法人の關係に類比することができ、また、そう解することによってその運営をより明瞭なものとすることができよう。

(3) 宗教法人の性質

宗教法人は宗教団体の「礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用」することを主たる目的とする（第1条第1項）法人で、本来的にその構成員は礼拝の施設ほか境内建物および境内地等財産のみであると解すれば、その基本的性格は財団ということになる⁽²³⁾。宗教法人には、礼拝の施設等という財産からなる物的要素のほかに聖職者という人的要素をも含むものであるから財団と決めるわけにはいかないという見解もあるが⁽²⁴⁾、宗教法人の中に聖職者を含めることには難がある。聖職者は宗教団体の非世俗的領域に存し、宗教法人法の埒外にあるからである。尤も、任意に聖職者ないし信者を宗教法人の構成員に定め、社団化することは可能で、殆どすべてのプロテスタント教会の宗教法人が信者を構成員とし、信者の総会を最高決議機関と定める社団組織を採っているのが現状である⁽²⁵⁾。宗教法人法は宗教法人の構成員については特段の規定を置いておらず、その組織については専ら各宗教法人の規則に委ねているので、社団構成をするのも財団構成をするのも各宗教法人の任意であるかのように見える。確かに、病院等の開設を目的とする医療法人には社団と財団とが存する（医療法第39条第1項）ことを考え合わせれば、宗教法人に社団と財団とがあっても不思議はないし、可能であろう。しかし、医療法人は病院施設の管理をするだけではなく、病院の経営を直接行なうものであるから、均等の出資をした複数の医師による共同経営的形態を採る場合には社団構成を必要とするのに対して、宗教法人は専ら宗教施設の管理に止まり、宗教活動を直接行なうものではないから、聖職者を構成員とする社団構成は實際上奇妙であるし、信者を構成員とする社団構成は宗教法人法の予期するところではないはずである⁽²⁶⁾。

思うに、宗教法人は宗教団体の財産管理部門なのであるから、人的要素に基づく社団構成を採るよりも、物的要素を基礎とする財団構成を採る方がより本旨に叶っていると言えよう。というのも、伝統的な神社、寺院、教会というレベルで考える限り、信者は一宗教団体に固定的なものではなく、転勤、入学、住居購入等による転居に伴う宗教団体間の移動を無視することができないから

である（この点は医療法人や社団法人、会社等には一般的ではなく、新興の大宗教団体にとっては問題外である）。例えば、大きな財産的貢献をした信者が転勤で社団を脱退し、何の財産的貢献もしていない信者の新規大量加入によって財産管理が危うくなったり、異なった方向に向けられてしまうということも考えられる。宗教法人の財産は信者の寄進・献金に基づくものであり、また、その財産は当該宗教団体の宗教目的のために献上されて、信者個人の主観的繋がりを絶ったものであると考えられる。そうだとすれば、財産を要素として財団構成をすることによって、それをより一元的に宗教団体本来の用途に用い、信者の意図を実現することができ、宗教法人化した目的を達成することが可能となるのではなかろうか。

宗教法人は宗教団体の財産的部分であって、C=Gではないのであるから、宗教団体が社団構成であるからといって、宗教法人を社団構成にする必要もなく、宗教団体が全く合議制度を欠くものであったとしても、宗教法人には合議制機関を置いたり、宗教法人を社団構成することは可能である⁽²⁷⁾。従って、信者を国民と類比して民主的に把握し、社団構成を採っている宗教団体（会衆制宗団）にあっても、宗教法人としては財団構成とすることが可能であり、また、そうすることが好ましい。

宗教法人は法的な意味での財産の管理という宗教団体の法的側面を担う組織であり、その役務は専らそれだけである。宗教団体は本来的には法の眼の届かない宗教的領域に存するものであるが、現世にその足場を置き、社会の中に存する以上、何らかの形で法的関係が生じて来るのは避けられず、宗教的側面と共に法的側面を併せ持つことになる。宗教団体における法的側面は宗教的側面に比し著しくて僅少であるのが現状であろうし、また、そうあるべきである。従って、宗教法人は対外的な法的関係という宗教団体の局限された一部の領域のみを担当する法的組織であると言えよう。宗教団体と宗教法人との二段構造は、実は、宗教的組織と法的組織、宗教活動と法律行為の二段構造に他ならない。つまり、宗教法人の出番は法律行為の局面であり、宗教法人化は宗教団体からの法律行為の分離であり、宗教活動の非法律行為化なのである。

4. 宗教法人の管理

(1) 代表役員および責任役員

宗教法人には3人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とすることが求められている（第18条第1項）。宗教法人法の定める宗教法人の管理組織は、各宗教法人が任意にその規則において別段の定めをしない限り、これですべてである。すなわち、宗教法人の一切の事務は責任役員がその過半数で決定し（同条第4項、第19条）、対外的には代表役員が宗教法人を代表する（同条第3項）のであって、「役員会」等の会議組織もない。一人または数人の理事を置き、理事の全員が代表権を有するとする民法の社団法人・財団法人（第25条第1項、第53条）とも異なり、3人以上の取締役を置き、取締役で構成する取締役会が業務執行を決定し、取締役会の決議によって定めた代表取締役が代表するとする株式会社（商法第255条、第260条、第260条ノ2、第261条第1項）とも異なる。また、社団法人・財団法人には財産の状況および理事の業務執行の状況を監査する監事を置くこと（民法第58条、第59条）が、株式会社には取締役の職務の執行を監査する監査役を置くこと（商法第274条）が各々要求されているが、宗教法人にはそのような制度はない。

それらを制度的欠缺と見て、それを補充するために、宗教法人がその規則に定めることにより、任意的に制度化するよう求める傾向がある⁽²⁸⁾。しかし、この問題の解釈に当たっては、他の法人が事業を行うことを目的としているのに対して、宗教法人は本来的には財産管理のみを行うに過ぎないという相違点は小さくなく、見逃しにできない。また、宗教法人はそれだけが単一の団体なのではなくて、「宗教団体」という宗教活動を本来的に目的とする団体の財産管理部門に過ぎないという点にも目を向ける必要がある。宗教法人制度は、そもそも、宗教団体の財産管理のために法律行為能力を付与することが目的であった。本来、その目的は法律行為能力の付与にあるのであって、宗教活動を行う団体の組織にあるのではない。従って、法律行為を行うに必要な意思決定のシステムと意思表示のシステムを備えればそれで十分である。それ以上のことは各宗教法人がその規模や実態等に応じて独自に定める任意の規則に委ね、必要最低限の制度のみを規定しようとしたのが宗教法人法の制定意図であったと見るべきである。その限りで、3人の責任役員は意思決定のために凡そ最低限と評価しうる人数であり、1人の代表役員も意思表示のための最低数である。

ところで、信者を構成員として社团的に宗教法人を規定した場合には信者による総会が問題となりうるが、信者の総会は社団法人の総会とはその性格が根本的に異なる。なぜなら、社団法人の事務は定款によって理事に委任したものを除く外すべて総会の決議に従って行うことになっている（民法第63条）のに対して、宗教法人の事務は原則的に責任役員の過半数で決するものとされている（宗教法人法第19条）からである。社団法人の総会は最高意思決定機関であるが、宗教法人の総会は、社団法人と同様の規定を規則で定めた場合であっても、責任役員の権限の制限に過ぎない。事実上は社団法人と変わらない運営をすることは可能であるものの、そもそも信者には何の権限も予定されていないのであるから、その本質は全く異なる。信者に社団法人類似の立場を付与しようとしたら、信者の全員を責任役員に選任すればよいが、それでも、社団法人の社員は主権者であるのに対して、宗教法人の責任役員は意思決定機関ないし業務執行機関に過ぎないので、本質的に全く異なったものとなる⁽²⁹⁾。

(2) 法令と宗憲

法人管理の実際において問題となるのはその準拠規範である。殊に宗教法人の場合には、宗教団体との内部的拮抗関係もさることながら、当該宗教団体を包括する宗教団体の憲法、規約、規律等（以下「宗憲」という。）や当該宗教の教義上の正典とする経典等との関係が重大である。それが最も端的な形で表面化するのとは法令と宗憲等とが抵触した場合の優劣関係の問題である。宗教法人法にはこのことに関する明文の規定は存しないが、この問題を解く鍵も宗教団体と宗教法人の二段構造にあるように思われる。仮に、宗教団体が宗教法人と一体であるとする、法律によって人格を与えられた法人が法令に従属しないということはあるえない訳で、法令が宗憲等に優先するのは避けられないこととなる。しかし、二段構造的解釈に従い、宗教法人は宗教団体の財産的部分に法律行為能力を付与したものだと思えるならば、財産的部分に関しては法令が宗憲等に優先せざるをえないが、宗教団体の財産的部分以外の部分、つまり、宗憲等の本来的領域である宗教活動の部分に関しては法令を介入させることなく、専ら宗憲等のみが妥当する領域と捉えることができる。「宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」（第10条）との規定もその意味においてのみ有効となる。この規定は宗教団体

の私法上の法律行為能力（端的には、契約締結能力）を規定するものである。宗教団体の法律行為は宗教法人として実行することになるが、その際の限界について定めたのがこの規定となる。法律行為は、宗教団体内の内部的行為ではなく、相手方のある社会的行為である以上、宗教団体内部の宗憲等に則って行なうことは相手方に不測の損害を加える等、相手方の権利の保護上許されることではないから、法令および登記の公示的効力によって第三者にも知られ得る目的による制限を付したものである。従って、この限りにおいて、宗憲等は法令に劣後する。この宗憲等と法令の関係を、一般的に、外的に、明瞭に示すものが他でもない宗教法人制度なのである。法人格取得前の宗教団体にあってはこの関係は必ずしも明瞭ではなく、時には、外部の第三者の権利を害し、利益を損なうことが起こりうる。宗教法人格取得によって第三者との法律行為関係は明瞭となり、その権利を正当に保護することができることになる。それこそ、宗教法人法が意図した同法の目的であろう。

宗教法人法は「この法律のいかなる規定も、個人、集団または団体が、その保障された自由に基づいて、教義を広め、儀式行事を行ない、その他宗教上の行為を行なうことを制限するものと解釈してはならない」（第1条第2項後段）と規定し、法令が宗憲等を制限することはない旨を宣言しているようにも見える。しかし、法律行為能力の付与は本来的に第三者との法律行為関係（契約関係）を前提としており、その円滑な処理を意図している訳であるから、宗教法人が法令と異なる宗憲等に従って規定されることを認める余地は凡そ存しない。従って、前記規定が宗教法人に適用される余地はない。むしろ、前記規定は宗教団体が宗教法人格を取得したとしても、法律行為の場面において法令が強く働くのは別として、本来的な宗教活動の場合においては法令が何ら規制することはない旨を宣言するものである。つまり、宗教活動への法令の不介入を謳うもので、端的に、宗教団体と宗教法人の二段構造的解釈を支持するものである。

また、宗教法人法第18条第5項は「代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない」

と規定している。一見、代表役員および責任役員が法令を尊重して業務を行うよう定められているに過ぎないように見えるが、「法令に違反しない限度で、宗教上の規約・規律・慣習・伝統を考慮」すべき旨が規定されている点に留意する必要がある。換言すれば、役員義務という形ではあるが、法令が宗憲等に優先する旨を宣言するものである。宗教法人は代表役員および責任役員によって管理運営されるものであるから、代表役員および責任役員義務は結局においては宗教法人の義務となり、宗教法人の関係者を法人という枠内で拘束するものである。宗教団体と宗教法人の二段構造が認められないとするなら、宗教団体全体がこの拘束下に入ってしまうことになる。他方で、「代表役員及び責任役員は、当該役員が宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない」(第18条第6項)と規定し、宗教法人の役員と宗教団体との関係を否定している。宗教法人は財産管理、契約締結といった宗教団体の私法的行為を行なうためのフィクションであり、専ら法的行為、つまり、世俗的行為の主体として擬制されるものである。従って、その役員は専ら世俗的行為の担当者に過ぎないのであって、宗教活動の中における地位とは異なるものである。その点を明瞭にしているのが前記規定なのであって、宗教団体と宗教法人の二段構造説の妥当性を物語るものである。また、このことは宗教法人が宗教団体とは別の管理組織と管理機関をもって運用されることを前提としたもので、ここにも宗教法人と宗教団体の二段構造が現われている⁶⁰⁾。これは法令の限界を示すとともに、宗憲等の妥当領域を示すものである。

宗教団体の規則が当該宗教団体を包括する宗教団体の宗憲等に抵触した場合、宗憲等が優先するのは論を待たないが、当該宗教団体の宗教法人の規則が宗憲等に抵触した場合には事態は逆転し、宗憲等が劣後することになる⁶¹⁾。つまり、宗教団体と宗教法人とは全く異なる法系列に従っているのである。これは宗教団体と宗教法人の二段構造を措定しなければ理解できないことである。このような宗教法人規則の優先性を定めた結果、包括宗教団体との衝突の発生を顧慮してか、宗教法人法は包括宗教団体と当該宗教法人との間で協議して規程を定める可能性について規定している(第18条第5項)が、階層的秩序関係にある団体が対等の立場で協議することを定めるもので、ここにも宗教法人の脱宗教化の色彩が明瞭に現われている。

(3) 法律行為の無効

宗教法人の法律行為は責任役員の過半数で意思決定して、代表役員が意思表示することによって相手方との間で成立させることができるが、境内建物、境内地または宝物の処分に係る法律行為に関しては特別の手続が定められている。つまり、宗教法人法は、規則で別段の定めをした場合を除くほか、当該行為の1月前に信者その他の利害関係人にその行為の要旨を示してその旨を広告しなければならず（第23条）、当該規定に違反してした行為は無効とする（第24条）旨規定している。宗教法人法の、団体法としての特別私法的規定とは別の、特別私法的規定である。法律行為は公序良俗違反、通謀虚偽表示、錯誤等のある場合には無効とされ（民法第90条、第94条、第95条）、詐欺、強迫等の場合には取消しうるものとされている（民法第96条）が、宗教法人法第24条はさらに別種の無効原因を加えるものである。第23条所定の手続きをしないでなされた法律行為は無効で、初めから存在しなかったと同様なので、移転された権利や財産があればすべて原状に回復させる義務がある。本来、この規定は宗教法人側の財産を守るために定められたもので、宗教法人の財産の散逸を防止するためのものである。通常は、宗教法人の役員との密約の下に宗教法人所有の不動産を不当に入手した相手方から当該不動産を取り戻す場合に主張されることになろうが、宗教法人から不当な価格で不動産を売りつけられたり、不利な条件で売却を強いられた相手方が無効を主張しても何ら差し支えない。ただし、宗教法人側の主張する無効は善意の相手方には対抗できないので、相手方が悪意であることを立証しなければならない。固より、善意の相手方が宗教法人に対して無効を主張するのは差し支えない。また、宗教法人側からの無効の主張は、善意悪意を問わず、すべて第三者には対抗できないので、当該財産が第三者に移転してしまった場合には、相手方から賠償を受ける以外に救済の道はない。

5. 結語

本稿において、筆者は宗教法人法の特別私法的性格に着目し、専ら私法解釈学的視点から、宗教法人の構造について検討した。そこで筆者は宗教法人法の私法的構造を指摘し、宗教法人の二段構造、宗教法人の前提としての宗教団体の二重構造について明かにした。本稿は、従来、宗教法人や宗教法人法について問われてきた問題の多くに解決の糸口を提供するのではないかと料する。

ただ、前記検討に際して、筆者は宗教法的・宗教政策的意味における「宗教」や「宗教法人」については一切触れていない。唯一絶対の真理を主張するキリスト教神学の立場からすれば、宗教法人の容認は宗教一般の容認を意味し、キリスト教をその一部に位置付けるものであって、宗教多元主義・宗教相対主義に繋がり、延いては唯一の宗教としてのキリスト教の絶対的真理を希薄化するものであるとの批判も成立しうるが、その問題は本稿の埒外にある。もっとも、宗教法人自体、「宗教」の語を用いつつも、その語の定義をしておらず⁽³²⁾、結果的には一つのカテゴリーに包含することにはなるものの、伝統的形態としての、神社、寺院、教会等に法律行為能力を付与しようとするものであるとするならば、単なる社会的実態としての神社、寺院、教会等を対象にするに過ぎず、前記危惧も霧消しよう⁽³³⁾。もっとも、筆者自身は、問題が法律行為能力だけであるならば、人格のない社団・財団論で十分解決でき、あえて、法人格を論じる必要はないものとする⁽³⁴⁾。宗教法人格の効果は、当該宗教団体のためであるよりも、むしろ、法律行為の相手方の保護にあると解すべきである⁽³⁵⁾。

注

- (1) 安武敏夫「宗教法人の実態と税務問題」『宗教と税制』（新泉社、1985年）176頁以下、長谷川正浩「宗教法人と税を考える」『宗教法人と税』（ジャブラン出版、1989年）87頁以下、玉国文敏「宗教法人課税の現状と将来への展望」『税理』38巻8号（1995年）32頁以下、阿南成一「宗教法人と課税」『宗教法人と税』45頁以下、玉国文敏「宗教法人課税の在り方」『ジュリスト』1081号（1995年）16頁以下、平石雄一郎「宗教活動に対する税務の基本スタンス」『税理』38巻8号26頁以下、平野武「憲法と宗教法人法」『ジュリスト』1081号5頁以下参照。
- (2) 例えば、平野武「宗教法と憲法」『宗教法入門』（新日本法規、1976年）4～7頁。
- (3) 棚村正行は「宗教界や宗教関係者の間で、今回の改正は、憲法20条の信教の自由、政教分離の原則をとる現行法の基本的性格を変え、管理監督型の法にするものだとの猛烈な批判がある。しかし、この批判は当を得ていない」旨指摘している（「宗教法人法改正への視点」『法律時報』68巻1号（1996年）2頁）。
- (4) 平野武「憲法と宗教法人法」9頁。
- (5) 同論文同頁。
- (6) 「任意の規則」も一旦制定された後は、宗法に優先する強制力を生じる（後述）。
- (7) 「宗教法人制度の改正について」（1995年9月29日宗教法人審議会報告）もこの点を再確認している。

- (8) 「真性の」宗教団体が法人化するのみならず、「宗教」を金儲けの対象と考える者が宗教法人化する場合（例えば、「究極のビジネス 宗教法人で儲ける法」『キュー・エー』（1990年2月号））や「純然たる」商業を「宗教」という名目の下に宗教法人化する場合（例えば、豆腐商が、「聖豆腐教」を名乗り、聖別した豆腐を1日3回食べると長寿・健康を得ると称し、毎朝・毎夜、豆腐の原材料である大豆を「聖御豆様」と呼んで礼拝・祈祷し、豆腐店を聖堂・修道場として、週1回以上、豆腐作り・配達に無料奉仕を義務づける等。）もありうる。
- (9) 笹川紀勝は「宗教法人も一般の法人も本質的には同じだ」という発想がアメリカにはある（中略）。私は、日本では割にそここのところがまだ十分認識されていなくて、何か宗教法人という特別なものだという扱いはあるのではないかという気がします。この点は、日本の民法と宗教法人法の関係とか、その制度過程の絡み合いとか、そのあたりの研究がまだまだ足りないからではないかと思えます」と指摘している（第二東京弁護士会・消費者問題対策委員会編『論争 宗教法人法改正』（緑風出版、1995年）33頁）。
- (10) 拙稿「キリスト教法理学序説」（東京基督神学校卒業論文、1983年）、土肥昭夫「日本基督教団成立の歴史的検討」（中）『福音と世界』（1971年9月号）96頁。
- (11) 例えば、紀藤正樹『21世紀の宗教法人法』（朝日新聞社、1995年）24～44頁、田中一京『新興宗教を告発する』（青年書館、1988年）16頁以下、田中一京『新興宗教被害と悩み解決法』（青年書館、1987年）62頁以下参照。
- (12) 勿論、免税特権が法定されている以上、それを拒む必要はないし、可能な限り有効に用いることも賢い教会運営のあり方であると考えたのに吝かではないが、現実の教会のあり方は本末を転倒しているように思われる。宗教法人課税問題については考えるところがあるが稿を改めて論じたい。
- (13) 法人格による契約締結能力の公証は対外的なものであるから、宗教団体内部の関係や包括宗教団体との関係およびそれに属する宗教団体相互の関係においては格別の意義を有さない。信者の寄進・献金に法人格は必要ないし、相互に一体的盟約関係にある宗教団体相互間においても不要である。包括宗教団体内部の金銭貸借関係に法人格を求めているところがあるが、法人制度に対する無知・誤解に起因するものであろう。
- (14) もっとも、実際に法人格が問題となるのは、銀行や建築会社との契約締結時ではない。売買・建築完了後の抵当権設定等担保物権の登記申請手続きに際してである。実務上はこのことを見越した上で契約時に法人格が問われるに過ぎない。とすれば、法人格が要求されるのは不動産登記申請目的に過ぎないことになり、不動産登記申請手続きは行政手続行為であって法律行為ではないから、現実に関わっているのは法人格の問題ではないことになる。形式論理を究めれば、結果的に、法人格は不要となろうが、問題を広く捉えて、法律行為能力を措定するのが適切であろう。所有権取得の登記申請手続きに際しても問題とはなるがそれは自己目的である所以对外的な効力とは明確に区別する必要がある。もっとも、所有権の登記は担保物権の登記

に直接関連する訳であるから利害関係は密接であると言えるし、一方が解決すれば他者も解決する問題であるので区別の利益に乏しいとの反論もありうるが、担保物権を伴わない場合もあることを指摘しておく。

- (15) 林寿三『公益法人論』(湘南堂書店, 1981年) 263頁。
- (16) 「サティアン (真理) に隠された『帝国』の秘密」『サンデー毎日』(1995年 6月 3日号) 37~39頁, 「オウム教団ロシア進出の隠された狙い」『サンデー毎日』(1995年 6月 3日号) 60~62頁, 「『狂信』のメカニズム」『週刊読売』(1995年 6月 1日号) 39~41頁等参照。
- (17) 林寿三・前掲書250頁。
- (18) 林寿三は「両者 (宗教団体と宗教法人=筆者注) は, 目的も機能も制度上, 別個の存在である」(前掲書, 271頁) と説く一方, 「宗教法人と宗教団体とは一面では目的, 機能を別個にしつつ, 他面では, その基体を一にする」(前掲書275頁) と説明する。C≠Gであるから (ただし, C=宗教法人, G=宗教団体), Cの役員とGの役員とは異なるのを当然と解しており, 「宗教団体と宗教法人との間に意見の相違」を来す場面すら想定している (前掲書275~276頁)。また, 矢吹輝夫は「宗教法人は宗教団体が宗教活動を行なう上の基盤にかかわるもの」とし, 「宗教団体が宗教法人となっても, 宗教団体のすべてが法人組織の中に組み込まれてしまうものではない」(「宗教法人法の概説」『宗教と法』(北樹出版, 1996年) 185頁) と説いている。
- (19) 井上恵行『宗教法人の基礎的研究』(第一書房, 1969年) 356頁。
- (20) 文化庁は, 宗教法人は宗教団体が法人となったものであって, 宗教活動を主たる目的とする法人であるとしつつ, 「宗教法人について, 宗教上の組織とは別に財産管理など世俗的な事項を担当する機関を設けることとし」た旨の見解を述べている(『宗教法人の規則質疑応答集~宗教法人の管理運営の手引~』(ぎょうせい, 1986年) 5頁)。これでいくと, C=G=R+Fとなり (ただし, R=宗教的活動, F=財産的行為), Rを担当する「宗教上の組織 (RR)」とFを担当する「宗教法人法による機関 (FF)」が置かれることになる。そして, 宗教法人法の妥当領域はFFに限定される訳であるから, 実質的には, C=FFとなる。つまり二段の構造論と大差ない。
- (21) 紀藤正樹は「信教の自由を有するのは宗教法人ではなく宗教団体である」と捉えつつ, 「宗教法人法の改正がすぐに信教の自由の侵害になるわけではない」とし, 「宗教法人法の改正は, 信教の自由の観点から宗教団体まで視野に含めたものでなければならぬ」と指摘している (前掲書14頁)。
- (22) 井上恵行・前掲書361~362, 376~377頁。
- (23) 木村光夫「宗教法人の特色」宗教法制研究会編『宗教法人の法律相談』(民事法情報センター, 1990年) 12~15頁。
- (24) 井上恵行・前掲書336頁。
- (25) その問題点については後述。
- (26) 宗教法人法第23条は不動産・宝物の処分, 短期借入以外の借入・保証, 主要な境

内建物の新築・改築・増築等、境内地の著しい模様替え、主要な境内建物・境内地の用途変更等に際しては「信者その他の利害関係人」に公告しなければならない旨を定め、信者が宗教法人の構成員ではなく、受益者に過ぎないことを暗示している。林寿三・前掲書273～274頁参照。

- (27) 林寿三・前掲書271頁。
- (28) 例えば、文化庁は「(前略) 監事のような独立した監査機関を設けることが望まれます。特に、予算規模が大きい場合、事業を行なう場合や包括宗教法人の場合には、原則として、設置するのがそのあり方です」という見解を示している(『宗教法人の規則～宗教法人の管理運営の手引第1集～』(ぎょうせい, 1987年, 36頁)。
- (29) 文化庁は「宗教法人の事務は責任役員会が決定しますが、法人の円滑な運営はかかるため(中略) 責任役員以外の関係者から構成される議決・諮問機関を設置することが望まれています」(『宗教法人の規則』32頁)とす一方、「宗教法人の事務は常に責任役員会の議決がなければ決定されませんので、議決・諮問機関が最高議決機関であるというような表現は誤解を生じさせるおそれがあり、用いないようにします」(『宗教法人の規則』33頁)と解説している。同様に、阪岡誠・東川茂夫も「法上責任役員の議決によって事務を決定する関係から最高機関と解されているのであって、例えば信徒総会で議決されても、更に責任役員会の議決を経ることによって法人の意思が決定される」としている(『宗教法人の実務問答集』(第一書房, 1979年) 95頁)。
- (30) 林寿三は、 $C \neq G$ であるから、 C の役員と G の役員とは異なるのが当然であると解し、「宗教団体と宗教法人との間に意見の相違」を来す場面すら想定している(前掲書275～276頁)。しかし、現実の宗教法人においては、宗教法人の役員を宗教団体の役員と同一にすることによって、二段構造を不明確にしまい、その結果、宗教法人ないし宗教団体の運営に不都合や障害を来しているのが実態である。
- (31) 同旨・荒川元暉「宗制と規則との優劣関係」『宗教法人の法律相談』141頁。
- (32) 平野武は、「宗教」の定義は不要であるとする(『宗教法と憲法』2～3頁)。
- (33) 渡辺翁『逐条解説宗教法人法〔改訂版〕』(ぎょうせい, 1995年) 17～18頁参照。
- (34) 同旨・谷口知平「宗教団体・宗教法人」『宗教法入門』82頁。
- (35) 同旨・同書83頁。

[Abstract in English]

The Structure of the Religious Corporation Act

Kunio Sakurai

It seems to me that the normal standpoint from which to consider the Religious Corporation Act has been the field of religious law. By itself, however, this standpoint will not allow us to understand the nature of the Religious Corporation Act nor the structure of a religious corporation established under it. Rather it is also necessary to consider the Religious Corporation Act from the standpoint of private law. From this further standpoint of private law, I will consider (1) the position of the Religious Corporation Act, (2) the nature of the religious corporation, and (3) the administration of the religious corporation. In doing so, I hope to clarify the basic structure of Religious Corporation Act.

The object of the Religious Corporation Act is the religious body, but it is not religion *per se*. As its first article provides, its purpose is to give legal ability to the religious body, and so it must be grasped as a special private law, a special corporation law. The meaning of the acquisition of legal ability by the religious body is found when the body enters into legal action. And this is important for any transaction with other natural persons or corporations. It is not necessary for the public-law relationship with the state, nor for the private-law relationship between individuals within the religious body, nor for any kind of religious relationship. I can confidently state that the Religious Corporation Act is a special private law, the purpose of which is to give a religious body the ability to enter into contracts.

The Religious Corporation Act does not posit the creation of a religious corporation from nothing. Rather it presupposes the existence of a religious body that can be granted an incorporated status by this law. The Religious Corporation Act makes provision for a religious body without giving a definition of religion. By providing such examples as a Shinto shrine, a Buddhist temple, a Christian church, and the like, however, it does provide a traditional, historical, and social interpretation of what it means to be religious body. From this, we can understand that the Religious Corporation Act concerns religious bodies in the traditional, historical, and social sense. In actual practice, around 44% of all religious corporations are Shinto shrines, around 41% are Buddhist temples, around

14% are Christian churches, with the “others” consisting of less than 1%.

The religious body has two aspects: religiousness and propertiedness. The Religious Corporation Act concerns only the propertied aspect. A religious corporation is the incorporation of the propertied aspect of the religious body, and so it is not identical with the religious body as such. Therefore, we must recognize that the Religious Corporation Act presupposes the twofold structure of the religious body and the religious corporation. It follows that the proper interpretation of the Religious Corporation Act must take account this structure. That is, the role of the religious corporation touches only the administration of the property; and the twofold structure of the religious body and the religious corporation is really the twofold structure of religious action and legal action. The incorporation of the religious body separates legal actions from religious actions and places religious actions beyond the purview of the law.

The effect of granting a religious corporation to a religious body is not to benefit that religious body but to protect those who enter into legal transactions with it.

〔日本語要約〕

宗教法人法の構造とその問題点

櫻井 園 郎

従来、宗教法人法は「宗教法」という枠組みの中で、主として信教の自由という視点から論じられてきた感があり、同法の性質や宗教法人の構造について十分に解明されてきたとは言い難い。本稿では、私法解釈学の視点から、(1)同法の位置、(2)宗教法人の性質、(3)宗教法人の管理の3点について考察し、同法の基本構造を解明する。

同法の対象は宗教団体ではあるが、宗教ではない。同法の目的は「宗教団体に法律上の能力を与えること」にあり、特別私法性が明瞭である。法人格取得の意味は法律行為能力の具備にあり、それは当該宗教団体外の自然人・法人との私法関係においてのみ意義を持ち、公法関係や宗教関係には必要ない。宗教法人は宗教団体の法人化によって設立されるものとされ、宗教団体の存在を前提としている。そこで、「宗教団体とは何か」が問題となるが、同法は神社、寺院、教会等の例示によって定義し、同法の対象が伝統的・歴史的・社会的意味における宗教団体であることが知れる。

一定の財産の保有が要件とされる結果、宗教団体には宗教的側面と財産的側面との二重構造が指定され、そのうち後者のみを同法の対象とする。宗教法人とは財産的組織の法人化を意味、宗教団体と同一ではなく、宗教団体と宗教法人との二段構造が現われる。宗教法人の意義は財産の管理にあるので、宗教団体と宗教法人の二段構造は宗教活動と法律行為の二段構造に他ならない。宗教団体の法人化は当該宗教団体からの法律行為の分離であり、宗教活動の非法律行為化である。

法人格取得の目的は法律行為能力の取得であるが、当該宗教団体のためにはあえて法人格を論じる必要がない。宗教法人格の効果は法律行為の相手方の保護にあると解すべきである。